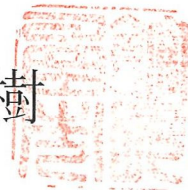


特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 北海道函館市西桔梗町589番地44
名称 アークジョイン株式会社
代表取締役 齋藤 敏浩

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

函館市長 工 藤 壽 樹



許可の年月日 令和4年7月2日
許可の有効期限 令和9年7月1日

1. 事業の範囲

(1) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

①廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、②廃酸（pH2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、③廃アルカリ（pH12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、④廃石綿等、⑤廃ポリ塩化ビフェニル等、⑥ポリ塩化ビフェニル汚染物、⑦特定有害産業廃棄物（詳細については、裏面参照のこと。） 以上7種類

(2) 積替え又は保管の有無 有

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地：北海道函館市西桔梗町589番地44（屋内保管）

面積	特別管理産業廃棄物の種類	保管上限
2.13m ²	廃酸（廃バッテリーに限る。）	0.4m ³
	廃アルカリ（廃バッテリーに限る。）	0.2m ³

3. 許可の条件

該当なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成24年7月2日 当初許可年月日
令和4年7月2日 更新許可年月日（第2回）

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

取り扱うことのできる特定有害産業廃棄物の種類の詳細
(積替え又は保管を含まない。)

産業廃棄物の種類	鉍 さい	ばい じん	燃 え 殻	廃 油	汚 泥	廃 酸	廃 アル カリ
有害物質							
水銀又はその化合物（アルキル水銀化合物を除く。）	—	—	■	■	—	○	—
カドミウム又はその化合物	—	—	—	■	—	○	—
鉛又はその化合物	—	—	—	■	—	○	—
有機燐化合物	■	■	■	■	—	○	—
六価クロム化合物	—	—	—	■	—	○	—
砒素又はその化合物	—	—	—	■	—	—	—
シアン化合物	■	■	■	■	—	○	—
ポリ塩化ビフェニル	■	■	■	■	—	—	—
トリクロロエチレン	■	■	■	—	—	○	—
テトラクロロエチレン	■	■	■	—	—	○	—
ジクロロメタン	■	■	■	—	—	—	—
四塩化炭素	■	■	■	—	—	—	—
1・2-ジクロロエタン	■	■	■	—	—	—	—
1・1-ジクロロエチレン	■	■	■	—	—	—	—
シス-1・2-ジクロロエチレン	■	■	■	—	—	—	—
1・1・1-トリクロロエタン	■	■	■	—	—	—	—
1・1・2-トリクロロエタン	■	■	■	—	—	—	—
1・3-ジクロロプロペン	■	■	■	—	—	—	—
チウラム	■	■	■	■	—	—	—
シマジン	■	■	■	■	—	—	—
チオベンカルブ	■	■	■	■	—	—	—
ベンゼン	■	■	■	—	—	—	—
セレン又はその化合物	—	—	—	■	—	—	—
1・4-ジオキサン	■	—	■	—	—	—	—
ダイオキシン類	■	—	—	■	—	—	—

※ 上に掲げる産業廃棄物の種類欄の産業廃棄物で、有害物質欄の物質を環境省令で定める基準を超えて含むものであって、黒塗りの欄を除くものを特定有害産業廃棄物という。

※ 「○」～取り扱うことのできる特定有害産業廃棄物の種類